

## 65歳以降の厚生年金保険

厚生年金保険の被保険者適用期間は、

70歳未満まで

(平成14年4月1日改正)



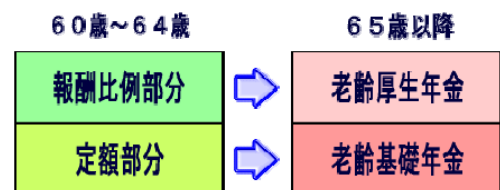
平成14年3月31日まで	平成14年4月1日以降
<p>厚生年金保険の被保険者となるのは、65歳の誕生日の前日までとなっており、65歳以降については、健康保険のみ加入することになっています。</p>	<p>適用事業所に勤めている <b>65歳以上70歳未満の人</b> も厚生年金保険の被保険者となり、保険料を納めることとなります。</p> <p>ただし、国民年金の被保険者とはなりません。したがって、60歳未満の被扶養配偶者で国民年金の第3号被保険者であった配偶者は、国民年金の第3号被保険者ではなく第1号被保険者となることとなります。</p>

### <在職老齢厚生年金について>

昭和12年4月2日以降に生まれた人から標準報酬月額により、老齢厚生年金は全額支給停止される場合があります。

なお、老齢基礎年金は全額支給されます。

65歳になると、支給されている年金が変わり、老齢厚生年金と老齢基礎年金の2階建（2種類）になります。65歳を超えても、働く被保険者は、所得の額に応じて老齢厚生年金の支給停止・一部停止となる可能性があります。老齢基礎年金は全額支給されます。



Q

**<問>会社に勤めたときは、必ず厚生年金保険に加入するのですか。**

<答>

厚生年金保険は、本人の意志に関係なく、厚生年金保険が適用されている事業所に勤めれば自動的に加入することになります。加入は事業所単位となっており、厚生年金保険の加入手続きは事業主が行います。

平成 14 年 4 月からは、厚生年金保険の被保険者の年齢上限の引上げ(65 歳→70 歳)によって、平成 14 年 4 月 1 日現在で 70 歳未満(昭和 7 年 4 月 2 日以後に生まれた)で、厚生年金保険の適用事業所に使用されている方の場合は、必ず加入することとなります。

また、平成 14 年 4 月 1 日現在で 70 歳未満(昭和 7 年 4 月 2 日以後生まれ)で、厚生年金保険の適用事業所以外の事業所に使用される方の場合は、事業主の同意を得て申請し、社会保険庁長官の認可を受ければ加入することができます。

Q

**<問>高齢任意加入被保険者の保険料はどのように納めるのですか。**

<答>

高齢任意加入被保険者とは、70 歳以上の方が、老齢を支給事由とする年金たる給付を受けられる加入期間を満たすまで任意に厚生年金保険に加入できる制度です。

平成 14 年 4 月からは、厚生年金保険の被保険者の年齢上限の引上げ(65 歳→70 歳)によって、従前から高齢任意加入被保険者または高齢任意単独加入被保険者であった方(昭和 7 年 4 月 2 日以後に生まれた 70 歳未満の方)で、平成 14 年 4 月 1 日に事業所に引き続き使用されている方は、同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得することとなりました。

高齢任意加入被保険者の保険料は、適用事業所に使用されている方の場合は、加入する方が全額負担し自分で保険料を納付する義務がありますが、事業主が同意した場合は、事業主が保険料の半額を負担し、加入する方の分と合わせて社会保険事務所または社会保険事務局の事務所に納めます。また、適用事業所以外の事業所に使用される方の場合は、事業主が半額を負担し、加入する方の分と合わせて社会保険事務所または社会保険事務局の事務所に納めることとなります。